

大阪府立野崎高等学校 いじめ防止基本方針

大阪府立野崎高等学校
令和 7 年 4 月 21 日改訂

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりを大切にする学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「大阪府立野崎高等学校 いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる(インターネットを通じて行われるものを含む) 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、人権主担、教育相談主担、支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、生徒指導主事

※重篤ないじめ事象が発生して開催する場合には、当該担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も加える。

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
(PDCA サイクルの実行を含む)

(4) 開催

年間3回の定期委員会を開催する。また、事案の検証や中間報告が必要な場合や、重篤ないじめ事案が発生した際には、臨時で開催する。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立野崎高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 ・クラス開き ・高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 ・進路HR(社会性の育成)	・第1回 いじめ対策委員会(年間計画及び方針の確認) ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5 月	・校外学習 ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ・球技大会(仲間作り) ・人権意識アンケート ・携帯・スマホアンケート ・いじめ等アンケート実施	・校外学習 ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ・球技大会(仲間作り) ・デートDVについて ・いじめ等アンケート実施	・球技大会(仲間作り) ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ・いじめ等アンケート実施	・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ・第2回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
6 月	・体育大会(仲間作り) ・人権意識アンケートの振り返り ・担任教科連絡会で生徒の情報を共有 ・保護者懇談週間	・体育大会(仲間作り) ・進路分野別説明会(自己実現) ・担任教科連絡会で生徒の情報を共有 ・保護者懇談週間	・体育大会(仲間作り) ・進路分野別説明会(自己実現) ・担任教科連絡会で生徒の情報を共有 ・保護者懇談週間	・地域清掃「野崎レボリューション」 ・OPEN CLASS(わかる授業・できる授業に向けた授業公開)
7 月				・地域清掃「野崎レボリューション」 ・情報の共有と個別対策の検討

9 月	・ いじめ等アンケート 実施	・ いじめ等アンケート 実施	・ いじめ等アンケート 実施	・ 第3回委員会(いじめ 等アンケートの確 認・進捗確認)
10 月	・ 担任教科連絡会で生 徒の情報を共有	・ 担任教科連絡会で生 徒の情報を共有	・ 担任教科連絡会で生 徒の情報を共有	・ 上半期のいじめ状況 調査 ・ 地域清掃「野崎レボ リューション」
11 月	・ 文化祭(集団作り) ・ 人権講演会 ・ キャリアガイダンス 講演(社会性の育成) ・ 職業適性検査(社会性 の育成) ・ 保護者懇談週間(家庭 での様子の把握) ・ 学校教育自己診断ア ンケート(生徒・保護 者・教職員)実施	・ 文化祭(集団作り) ・ 保護者懇談週間(家庭 での様子の把握) ・ 学校教育自己診断ア ンケート(生徒・保護 者・教職員)実施	・ 文化祭(集団作り) ・ 保護者懇談週間(家庭 での様子の把握) ・ 学校教育自己診断ア ンケート(生徒・保護 者・教職員)実施	・ 地域清掃「野崎レボ リューション」
12 月				
1 月	・ 適性検査の振り返り ・ いじめ等アンケート 実施	・ インターンシップ(社 会性の育成) ・ いじめ等アンケート 実施		
2 月	・ 人権講演会	・ 修学旅行 ・ 担任教科連絡会で生 徒の情報を共有 ・ 就職適性検査(社会性 の育成) ・ キャリアガイダンス 講演会(社会性の育 成) ・ 卒業生体験を語る会 (社会性の育成)	・ 担任教科連絡会で生 徒の情報を共有	・ 第4回委員会(年間の 取組みの検証、いじ め等アンケートの確 認・進捗確認) ・ 学校教育自己診断ア ンケートの分析、職 員会議及び学校運営 協議会にて報告 ・ 生徒リーダー研修会 の実施に向けて ・ 地域清掃「野崎レボ リューション」

3 月	・生徒リーダー研修会 の実施	・生徒リーダー研修会 の実施		
-----	-------------------	-------------------	--	--

5 取組み状況の把握と検証(P D C A)

いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、重篤ないじめ事案が発生した際には、臨時で開催する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くことのできる具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

上記のことからも分かるように、「いじめをなくす」ことだけに特化するのではなく、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を作り、安全で安心な学校生活を送ることのできる体制作りが必要である。そのためには、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切である。そのことが結果的に、問題行動やいじめを生みにくい学校風土を築き上げていくものとする。また、校内では「いじめ対策委員会」により、日ごろから生徒の様子を観察し、些細なことでも相談や情報共有できる組織があることを生徒・保護者に周知し、学校と保護者が連携をして、いじめ事象の未然防止に取り組んでいく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図る。生徒に対しては、全校集会や学年集会、学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、ボランティア活動、キャリアガイダンス、インターンシップなどの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう留意する。また、一人ひとりを大切にしたい分、分かりやすく、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを進めていくことや、学級、学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、趣味や適度な運動などを行うことで気分転換をしたり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、体育大会の応援団活動や文化祭をはじめとする各学校行事、地域清掃活動「野崎レボリューション」、里山ボランティア活動、地元の企業や各協議会等が主催する行事への積極的な参加、などが挙げられる。こうした活動を通じて、全ての生徒が必要とされている、認められているという自尊感情を抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、満たされているという達成感を感じ取ることができる機会を提供する。また、「生徒リーダー研修」の実施により、各行事において生徒が主体的に取組みリーダーシップを発揮できる仕組みを構築し、「生徒主体の行事づくり」を推進する。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、他者を思いやる人権 HR などが挙げられる。こうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒がいじめの防止に向けて情報発信をするような取組みを行う。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が“いじめを受けている事実”を恥ず

かしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えられない生徒や、加害者との力関係で訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

日頃から生徒や保護者との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを広く保つとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングから得た情報などを、教育相談委員会、担任会、担任教科連絡会の場を利用して、教職員相互が普段から積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。その際、統合 ICT を用い、情報を共有することも行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、高校生活支援カードを積極的に活用する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、生徒に変化が見受けられた場合や、遅刻・欠席が急に増加してきた場合などには、家庭と密に連絡を取り合い、家庭と学校が一体となって対応を考えていく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ対策委員会を周知徹底するとともに PTA と連携を強化する。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、普段から風通しの良い学校・職場となっているかなど、定期的に点検する。
- (4) 生徒指導部通信や保健だより、人権だより、掲示物、ブログやホームページ等により、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、保護管理を徹底する。また、生徒の個人情報を対外的に取扱う場合、その窓口は管理職とする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛

みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、教職員は早い段階からの的確な行動をとる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、状況の把握に努める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 当該教職員は一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事等に報告し、当該学年や生徒指導部が中心となって、速やかに関係生徒から詳細な事実を聴き取り、いじめの有無を確認する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、補導委員会を開催し加害者だけでなく、被害者へのケアについても議論する。また、管理職が教育委員会に報告し、相談する。重篤な事案の場合には、いじめ対策委員会を開催する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該学年と生徒指導部が中心となって対応する。状況によっては、いじめ対策委員会が対応を検討したり、スクール

カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まずいじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの理解を促すことを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」などの生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。また、いじめている生徒の罪悪感を麻痺させる行為であることも理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が生徒を支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校

生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、補導委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。なお、重篤な事案の場合には、いじめ対策委員会において対応する。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「社会と情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。総合的な学習の時間においても、1年時より継続的にインターネットやスマートフォンの適切な活用について学習する機会を設ける。

また、大阪府が主催する「OSAKAスマホサミット」に参加し、生徒自らがインターネット・スマートフォンの利便性と課題や問題点を探り、安全な使い方を学ぶとともに、課題や問題点に対する対策や改善策を考え、それを広める活動をすることにより、学校全体でSNS上でのいじめ案件の未然防止に努めている。

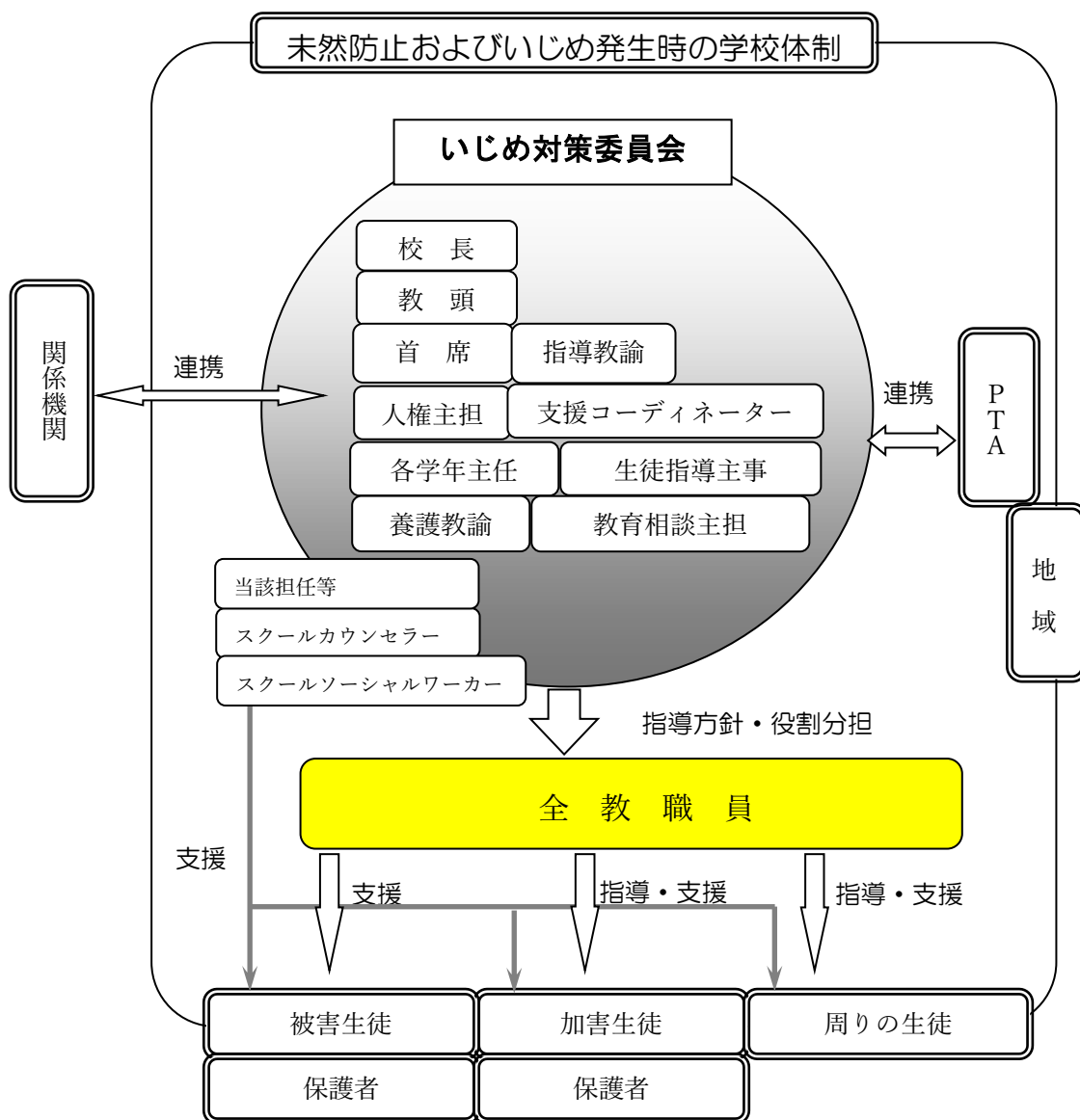
7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談

等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。



※ いじめ対策委員会は定例開催である。ただし、重篤ないじめ事案が発生した場合には臨時でいじめ対策委員会を開催する。

